

議案第9号

朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が制定され、個人情報の保護に関する関係各法が同法による改正後の個人情報の保護に関する法律に整理統合されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市個人情報保護条例の一部を改正する条例

朝来市個人情報保護条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号資料

朝来市個人情報保護条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>